

やまがた避難者支援協働ネットワーク規約

1 名称

本会は、やまがた避難者支援協働ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

2 目的

ネットワークは、東日本大震災による本県への避難者に対する中長期的な支援に関し、支援活動に携わる関係者が情報を共有し、相互に連携・協働しながら避難者のニーズにきめ細やかに対応した支援の実施に寄与することを目的とする。

3 活動

ネットワークは、本会の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 避難者への支援に関する情報の共有
- (2) 避難者への支援に関する連携・協働の促進
- (3) 会員からの提案に基づく協働による避難者への支援事業の実施
- (4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

4 会員

ネットワークは、本会の目的に賛同し、参加登録を行った避難者支援団体（企業、個人を含む）、関係機関、行政機関（被災県を含む）を会員とする。

5 参加登録

ネットワークの会員になろうとする者は、別に定める「ネットワーク参加申込書」を事務局に提出するものとする。

6 会費等

- (1) ネットワークの会費は無料とする。
- (2) 会員からの提案に基づく協働による避難者への支援事業の実施に要する経費は、参加する各会員が負担するものとする。

7 退会

会員は、別に定める「退会届」を事務局に提出することにより、任意にネットワークを退会することができる。

8 参加登録の取消し

事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加登録を取り消すことがある。

- (1) ネットワークの目的に明らかに反する行為をしたと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合

9 幹事会

- (1) ネットワークの円滑な運営を行うため、ネットワークに幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長及び会員のうち各分野を代表する別表に掲げるもので構成する。
- (3) 幹事長は、山形県危機管理監とする。
- (4) 幹事会は、幹事長が召集する。
- (5) 幹事会の議事要旨は会員に報告する。

10 事務局

- (1) ネットワークの事務を処理するために事務局を置く。
- (2) 事務局は、山形県防災くらし安心部防災危機管理課復興・避難者支援室が担当する。
- (3) 事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。

11 規約の改訂

本規約は、幹事会及び事務局が協議の上、必要に応じて改訂することができる。

12 附則

本規約は、平成 25 年 8 月 8 日から施行する。

附則

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

やまがた避難者支援協働ネットワーク幹事会 幹事一覧

1 避難者支援団体

つながろう！ささえあおう！復興支援プロジェクトやまがた
ボランティア山形

特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド

2 関係機関

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

山形県民生委員児童委員協議会

3 行政機関

山形市

米沢市

岩手県

宮城県

福島県

山形県